

1 企業局のあゆみ

組		織	
S25. 1. 17	電源開発推進本部を設置	S50. 12. 1	発電中央制御室を設置
S26. 10. 23	電源開発推進本部を電源開発本部に改称	S51. 12. 1	電気事業近代化準備室を廃止
S29. 12. 1	夕張川二股発電所建設事業所を設置	S55. 4. 1	苫小牧地区工業用水道建設事務所を廃止
S30. 5. 27	電源開発本部を総務部総合開発企画本部資源開発課に改称	S55. 4. 1	ポンテシオ発電所建設事務所を設置
S36. 4. 1	夕張川二股発電所建設事業所を夕張川二股発電所事業所に改称	S56. 4. 17	開発用地課を廃止し業務を総務課に移管
S36. 4. 25	商工部資源課を商工部電機事業課に改称	S58. 6. 1	岩尾内発電所を廃止し、天塩川発電管理事務所を設置
S39. 4. 1	電気事業及び工業用水事業に地方公営企業法の全部を適用し、企業局を設置 (本部) 業務課、建設課、二股発電事業所(出先) 鷹泊発電所、二股発電所、川端発電所、鷹泊えん堤管理事務所	S58. 9. 30	ポンテシオ発電所建設事務所を廃止
S40. 9. 30	鷹泊えん堤管理事務所を鷹泊ダム管理事務所に改称	S58. 10. 1	建設課を企画開発課に改組
S42. 9. 20	支笏湖畔有料道路管理事務所を設置	S59. 4. 1	支笏湖畔有料道路管理事務所を廃止
S42. 9. 20	室蘭地区工業用水道管理事務所を設置	S63. 4. 30	滝下発電所建設事務所を設置
S44. 10. 21	工業団地開発室及び苫小牧東部工業団地開発事務所を設置	H 3. 6. 1	発電中央制御室を廃止
S45. 4. 1	苫小牧地区工業用水道管理事務所を設置	H 3. 10. 1	苫小牧地区工業用水道改修事務所を設置
S45. 12. 25	岩尾内発電所を設置	H 3. 10. 1	二股発電所及び川端発電所を廃止し、夕張川発電管理事務所を設置
S46. 8. 10	石狩新港基地開発事務所を設置	H 4. 8. 31	滝下発電所建設事務所を廃止
S48. 1. 1	工業団地開発室を開発用地課に改称	H 5. 4. 1	経営管理課及び企画開発課を発電課及び工業用水道課に改組
S48. 1. 1	苫小牧東部地区住宅団地開発事務所を設置	H 6. 3. 31	苫小牧地区工業用水道改修事務所を廃止
S48. 4. 1	業務課を総務課、経営管理課に改組	H 6. 4. 1	清水沢発電所及び滝の上発電所を北炭真谷地炭坑(株)から譲り受け、経営を開始する
S48. 4. 1	電気事業近代化準備室を設置	H 6. 4. 1	工業用水道建設事務所(苫東・石狩工水の建設、室蘭・苫小牧地区工水の改修関係)を設置
S48. 10. 1	苫小牧地区工業用水道建設事務所を設置	H10. 4. 1	鷹泊発電所及び鷹泊ダム管理事務所を廃止し、鷹泊発電管理事務所を設置
S49. 3. 31	石狩新港基地開発事務所を廃止	H11. 4. 1	石狩湾新港地域工業用水道管理事務所を設置
S49. 3. 31	苫小牧東部地区住宅開発事務所を廃止	H13. 3. 31	工業用水道建設事務所(苫東・石狩工水の建設、室蘭・苫小牧地区工水の改修関係)を廃止
S49. 4. 10	二股発電事業所を廃止	H13. 4. 1	小平オンネ風力発電所を設置
S50. 4. 1	苫小牧東部工業団地開発事務所を廃止	H19. 6. 1	天塩川発電管理事務所を廃止し、鷹泊発電管理事務所天塩川発電事業所を設置
		H20. 3. 31	鷹泊発電管理事務所天塩川発電事業所を廃止
		H21. 6. 9	小平オンネ風力発電所を廃止
		H30. 4. 1	発電課に発電制御室設置

電 気 事 業		工 業 用 水 道 事 業	
S25. 8. 16	鷹泊発電所建設事業に着手		
S28. 2. 4	鷹泊発電所運転開始(一部発電)		
S28. 12. 10	鷹泊発電所全出力発電		
S29. 12. 1	二股発電所建設事業に着手		
S33. 4. 1	川端発電所建設事業に着手		
S35. 12. 15	二股発電所運転開始(一部発電)		
S36. 5. 15	二股発電所全出力発電		
S37. 12. 14	川端発電所運転開始(全出力発電)		
S41. 4. 1	岩尾内発電所建設事業に着手	S39. 1. 1	室蘭地区工業用水道建設事業に着手
		S42. 11. 1	室蘭地区工業用水道の給水開始
		S43. 4. 1	苫小牧地区第一工業用水道建設事業に着手
S45. 12. 23	岩尾内発電所運転開始(一部発電)	S45. 4. 1	苫小牧地区第一工業用水道の給水開始
S46. 5. 26	岩尾内発電所全出力発電	S47. 4. 3	苫小牧地区第二工業用水道建設事業に着手
S50. 12. 1	二股、川端発電所遠隔制御開始	S51. 4. 1	室蘭地区工業用水道拡張事業に着手
		S51. 4.	苫小牧東部地区第一工業用水道建設事業に着手
S51. 12. 1	道営発電所の中央制御システム完成	S51. 4.	石狩湾新港地域工業用水道事業に着手
S53. 4. 1	鷹泊、岩尾内両発電所遠隔制御開始 鷹泊発電所改修事業に着手	S53. 4.	石狩湾新港地域工業用水道事業一時休止
		S54. 4. 1	苫小牧地区第二工業用水道の給水開始
		S54. 4.	苫小牧東部地区第一工業用水道事業一時休止
S55. 3. 31	鷹泊発電所改修事業の完了	S55. 3. 31	室蘭地区工業用水道拡張事業の完了
S55. 4. 1	ポンテシオ発電所建設事業に着手	S57. 9.	苫小牧東部地区第一工業用水道事業再開
S58. 6. 1	ポンテシオ発電所運転開始		
S62. 1. 24	滝下発電所建設事業に着手		
H 2. 4. 1	鷹泊ダム改修事業に着手	H 5. 4. 1	室蘭地区工業用水道第一期改修事業に着手
H 4. 4. 25	滝下発電所運転開始	H 6. 4. 1	石狩湾新港地域工業用水道事業再開
H 4. 8. 31	滝下発電所建設事業の完了	H 8. 4. 1	室蘭地区工業用水道第二期改修事業に着手
		H 9. 3. 31	室蘭地区工業用水道第一期改修事業の完了
H 6. 4. 1	清水沢発電所及び滝の上発電所の経営開始	H11. 4. 1	石狩湾新港地域工業用水道の給水開始
			苫小牧東部地区第一工業用水道事業の給水開始
H12. 10. 11	小平オンネ風力発電所建設事業に着手	H18. 3. 31	室蘭地区工業用水道第二期改修事業の完了
H13. 4. 1	小平オンネ風力発電所運転開始	H18. 4. 1	苫小牧地区工業用水道第一期改修事業に着手
H16. 3. 31	鷹泊ダム改修事業の完了	H19. 4. 1	苫小牧地区第二工業用水道の名称を苫小牧地区第二及び東部地区工業用水道に改称(苫小牧東部地区への給水を引き継ぐ)
H18. 4. 1	道営6発電所の運転監視業務を外部委託		
H20. 3. 31	鷹泊発電管理事務所天塩川発電事業所を廃止		
H21. 6. 9	小平オンネ風力発電所を廃止		
H22. 4. 1	シューパロ発電所建設事業に着手		

電 気 事 業		工 業 用 水 道 事 業	
H23. 7. 8	滝の上発電所改修事業に着手	H23. 4. 1	苫小牧地区第一工業用水道と苫小牧地区第二及び東部地区工業用水道を事業統合し苫小牧地区工業用水道とする
H25. 8. 30	二股発電所を廃止	H23. 7. 8	室蘭地区工業用水道第三期改修事業に着手
H26. 4. 1	清水沢発電所改修事業に着手	H24. 3. 31	苫小牧地区工業用水道第一期改修事業の完了
H27. 3. 31	シューパロ発電所建設事業の完了		
H27. 4. 1	シューパロ発電所運転開始		
H28. 10. 18	滝の上発電所運転再開		
H29. 4. 1	沼の沢取水堰発電所建設に着手 発電監視制御システム改修事業に着手	H29. 7. 13	苫小牧地区工業用水道第二期改修事業に着手
H30. 6. 20	滝の上発電所改修事業の完了	H30. 4. 1	室蘭地区工業用水道第四期改修事業に着手
H31. 3. 31	沼の沢取水堰発電所建設事業の完了		
H31. 4. 1	沼の沢取水堰発電所運転開始		
R 2. 1. 5	発電監視制御システム試験運用開始		
R 2. 2. 29	道営発電所運転監視業務の外部委託終了		
R 2. 4. 1	発電監視制御システムの供用開始	R 2. 3. 31	室蘭地区工業用水道第三期改修事業の完了
R 3. 3. 31	発電監視制御システム改修事業の完了		
R 3. 4. 1	清水沢発電所運転再開 岩尾内発電所改修事業に着手 ポンテシオ発電所改修事業に着手		
R 5. 3. 31	清水沢発電所改修事業の完了		

工 業 団 地 開 発 事 業		有 料 道 路 事 業	
S44. 10. 21	北海道工業団地開発事業に係る用地の取得、管理及び処分に係る事務の執行を知事から公営企業管理者に委任される	S42. 9. 20	有料道路事業に地方公営企業法の全部を適用 支笏湖畔有料道路の供用開始
S48. 3. 16	「苫小牧東部工業団地土地取得に関する調査特別委員会」設置	S45. 4. 1	災害により1年間営業停止
S48. 12. 8	「苫小牧東部工業団地土地取得に関する調査特別委員会」調査結果報告	S46. 4. 25	営業再開
S58. 3. 31	石狩湾新港基地開発事業の完了		
H 8. 3. 31	工業団地開発事業を廃止	S59. 4. 1	有料道路事業を廃止